

同法第二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人を除く。）が次に掲げる要件を満たす場合には、適用年度における前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

一 適用年度が当該法人の法人税法第五十七条第十一項第三号に規定する設立の日として政令で定める日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

二 適用年度終了の時にいて国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ(2)に掲げるものに限る。）があること。

第四十二条の四第七項を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

第四十二条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「が百分の五」を「が百分の八」に改め、同項第一号中「特例割合（百分の十二に、」を「百分の十二に」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、「をいう。」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項に規定する中小企業者等の平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 第四項中「の百分の十二に相当する」とあるのは「に、百分の十二と百分の十二に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて計算した」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこ

れを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。) を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

二 増減試験研究費割合が百分の八を超える場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合 同項第一号中「割合(」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合とを合計した割合(」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

ロ 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない場合 第四項中「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額を加算した

金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項第一号中「割合（）」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（）」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

第四十二条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する法人の平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における前二項の規定の適用については、当該事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 第一項中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。
- 二 試験研究費割合が百分の十を超える場合 第一項中「（当該割合に）」とあるのは「と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合

に」と、「当該各号に定める」とあるのは、「当該合計した」と、「百分の十」とあるのは「百分の十四」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とあるのは「の百分の二十五」とあるのは、「の百分の四十」とする。

第四十二条の四第八項第三号中「第三項」を「第四項」に、「第五号」を「以下この項」に改め、同項第四号中「合併」の下に「分割又は現物出資」を加え、「同条第六号に規定する」、「（以下この号において「公益法人等」という。）」、「同条第十三号に規定する」、「（以下この号において「収益事業」という。）」、「同条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同項第十号中「第一項、第三項又は前項に規定する事業年度及び当該事業年度」を「適用年度及び当該適用年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「又は中小企業者」を「その他の者」に改め、同号を同項第十号

とし、同項第八号を削り、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の二を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 試験研究費割合 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

第四十二条の四第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の五第二項中「前条第三項」を「前条第八項第七号」に改め、「中小企業者（」の下に「同項第八号に規定する」を、）又は」の下に「同項第九号に規定する」を加え、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第三項に規定する中小企業者又は」を「中小企業者（政令で定める中小企業者に該当する法人をいう。）のうち第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当しないもの又は同項第九号に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の九第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十第三項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十一第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十一の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「百億円」を「八十億円」に、「の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十（平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた法人（次項第一号において「特定法人」という。）がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ。）の用に供し

たものについては、百分の五十)

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十

第四十二条の十一の二第二項中「百分の四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二）に相当する」を「次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四（特定法人がその承認地域経済牽引事業の用に供した
ものについては、百分の五）

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二

第四十二条の十一の二第六項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十一の三第六項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二第四項第一号中「同条第六号に規定する」、「（以下この号において「公益法人等」という。）」、「同条第十三号に規定する」、「（以下この号において「収益事業」という。）」、「同条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四

項」に改める。

第四十二条の十二の二第三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の三第一項中「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「法人のうち、第四十二条の六第一項」に、「中小企業者又は」を「中小企業者（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「経営改善指導助言書類に」を「経営改善指導助言書類（認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小企業者等の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。）に」に改め、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の五第二項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、

「中小企業者」の下に「同項第八号に規定する」を、
「」又は「」の下に「同項第九号に規定する」を加え、同項第二号口中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改め、同条第三項第一号中「同条第六号に規定する」、「（以下この号において「公益法人等」という。）」、「同条第十三号に規定する」、「（以下この号において「収益事業」という。）」、「同条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の六第六項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十三第一項第二号中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第四項」に改め、同項第三号中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号の二を同項第十七号とし、同条第六項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「中小企業者」の下に「同項第八号に規定する」を、「」又は「」の下に「同項第九号に規定する」を加え、「第四号、第十号又は第十七号の二」を「第九号又は第十七号」に改める。

第四十二条第一項の表の第一号から第三号までを削り、同表の第四号を同表の第一号とし、同表に次の一号を加える。

<p>二 政令で定める海上運送業を営む法人</p>	<p>イ 特定船舶（当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のうち当該法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。ロにおいて「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。</p>	<p>百分の十八（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。ロにおいて同じ。）に該当するものについては、百分の二十）</p>
---------------------------	---	---

	<p>ロ及びハにおいて同じ。）</p>	
	<p>ロ 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶</p>	<p>百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）</p>
	<p>ハ 特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶</p>	<p>百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）</p>

第四十三条の三第二項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「中小企業者
 〔 〕の下に「第四十二条の四第八項第八号に規定する」を、〔 〕又は」の下に「第四十二条の四第八項第
 九号に規定する」を加える。

第四十四条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二を次のように改める。

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

第四十四条の二 青色申告書を提出する法人で第四十二条の六第一項に規定する中小企業者(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)又はこれに準ずるものとして政令で定める法人であるもののうち中小企業等経営強化法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定(以下この項において「認定」という。)を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの(以下この項において「特定中小企業者等」という。)が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、その認定に係る中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画(同法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という。)に係る事業継続力強化設備等(同法第五十条第二項第二号口に規定する事業継続力強化設備等をいう。)として当該認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模

のものに限る。以下この項において「特定事業継続力強化設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定事業継続力強化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定中小企業者等の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定事業継続力強化設備等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定事業継続力強化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業継続力強化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業継続力強化設備等の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十五条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「中小規模法人」の下に「（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、「第四十二条の四第八項第六号」を「同条第八項第七号」に改め、「中小企業者」の下に「（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加える。

第四十五条の二の見出しを「(医療用機器等の特別償却)」に改め、同条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、器具及び備品(医療用の機械及び装置を含む。)並びにソフトウェア(政令で定める規模のものに限る。)のうち、医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものとして政令で定めるもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「勤務時間短縮用設備等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は勤務時間短縮用設備等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該勤務時間短縮用設備等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該勤務時間短縮用設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該勤務時間短縮用設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該勤務時間短

縮用設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

- 3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に係る同法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等(以下この項において「構想区域等」という。)内において、病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち当該構想区域等に係る同条第一項の協議の場における協議に基づく病床の機能(同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。)の分化及び連携の推進に係るものとして政令で定めるもの(以下この項において「構想適合病院用建物等」という。)の取得等(取得又は建設をいい、改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。))のための工事による取得又は建設を含む。)をして、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該構想適合病院用建物等をその用に供した場合を除く。))には、その用に供した日を含む事業年度の当該構想適合病院用建物等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該構想適合病院用建物等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該構想適合病院用建物等の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。))との合計額とする。

第四十六条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十七条の二の見出しを「(特定都市再生建築物の割増償却)」に改め、同条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「特定都市再生建築物等で」を「特定都市再生建築物で」に、「特定都市再生建築物等を」を「特定都市再生建築物を」に、「特定都市再生建築物等の」を「特定都市再生建築物の」に、「特定都市再生建築物等が、」を「普通償却限度額の百分の二十五」に改め、「に掲げる建築物のうち同号イ」を削り、「ものである場合には当該普通償却限度額の百分の五十に相当する金額をいい、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいい、同項第二号に掲げる構築物である場合には当該普通償却限度額の百分の十」を「建築物に係るものについては、百分の五十」に改め、同条第二項中「特定都市再生建築物等」を「特定都市再生建築物」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する特定都市再生建築物とは、次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法第二十条に規定する認定計画(第一号に掲げる地域については同法第十九条の二第十一項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を

受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、第二号に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む。）に基づいて行われる都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるものに係る建物及びその附属設備をいう。

一 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

二 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（前号に掲げる地域に該当するものを除く。）

第五十二条の二第一項及び第五十三条第一項第二号中「第四十四条まで、第四十四条の三」を「第四十四条の三まで」に改める。

第五十五条の二から第五十五条の四までを削る。

第五十五条の五第六項を次のように改める。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積

み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十五条の五第九項中「第五十五条第十一項」を「前条第十一項」に、「第五十五条第十二項」を「前条第十二項」に改め、同条第十一項中「第五十五条第十六項」を「前条第十六項」に改め、同条第十項中「第五十五条第二十項」を「前条第二十項」に改め、同条を第五十五条の二とする。

第五十六条第六項中「第五十五条の二第三項」を「前条第六項」に改める。

第五十七条の四第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項中「当該支出をした」を「その支出した」に、「当該事業年度」を「その支出した日を含む事業年度」に改め、同条第九項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十七条の四の二第六項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第五十七条の五第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第一号中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加え、同条第八項第一号中「当該廃止」を「その廃止」に改め、

同条第十一項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十二項中「当該積

み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十七条の六第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項第一号中「当該」を「その」に改め、同条第七項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第八項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十二項及び第十四項中「規定は、」を「規定は」に改める。

第五十七条の七第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第九項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第五十七条の七の二第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第八項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第五十七条の八第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項中「において、」を「規定する」に、「応じ、」を「応じ」に改め、同条第四項中「当該経過した」を「その経過した」に改め、同条第九項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。